

南里亭其楽編「復讐菅通箭」について
好花堂野亭校

続稿

横山邦治

一

「文教国文学」第五号において、「復讐菅通箭」なる読本を紹介した。そこで架蔵の後刷の一本と学習院大学で見ることを得た異種の後刷の一本と、更に「^{享保}大阪出版書籍目録」と「日本小説書目年表」とに著録されている事実とを重ね合わせて、「復讐菅通箭」の再版事情についても類推を記した。

ところが、近時浜田啓介氏のご好意で、同氏架蔵の一本を拝見することができ、新知見を得て前説の誤認も判明したので、ここに前稿の補訂を行う。

二

浜田氏蔵本の書誌を記しながら、所見二本との注意すべき異同を記してみる。

○表紙 半紙本、青色の地に濃い同色系の的と弓矢をデザイン（写真1）している。

表紙のデザインは、本書の題材に適合したものであるが、このデザインは、所見二本とも共通している。このことは、再刷事情をいくらか反映しているかも知れない。再刷の時に表紙などが全く変えられている例に比すれば、書肆の再刷の事情が類推できないでもない。



(写真1)

いではなからうか。

○題簽 右肩、子持杵、三・三×十五・七纏。

《復讐通箭一六》とある、ただし五上、五下とある。

所見二本、剝落あれど、同一題簽である。

○見返し(写真2) 題名、執筆者、画者、冊数、出板書肆が、十三・九×十七・五纏の枠内に、表紙の地色とほぼ同一の色で刷つてある。

この見返しは、所見二本に見当らないものである。校者名が好花堂野貞とあるは野亭の表記として珍らしく、冊数が全部七冊とあり、書肆名が『石倉堂梓』とあるのは注意しておかなくてはならない。

○序文(写真2) は翻字すると次のようである。

つまたつたつときひさしきとあたハチ またがるときハらてゆくべからず
跋 而 立 則 不 能 久 跨 則 以 不 可 行 と ハ 自
依 自 矜 者 の 無 功 不 長 に 諭 戒 然 共 人 各
好 処 あり 其 善 美 を 好 者 は 醜 惡 有 ば 乃 其 性 惡 と も い か で 善 美 を 棄
べ けん や 惡 の 惡 たる ゆ ゑ ん を 知 ば 世 以 て 善 而 已 なら ん 予 曾 而 兩 誤
に 杖 を 曳 の み ぎ り 村 老 の 昔 語 を 聞 書 せ し が 頓 に 一 帙 の と ぢ ふ み
と 成 し を こ た び 紅 花 堂 の 校 を 得 て 梓 に 寫 り 題 し て 善 の 通 矢 て ふ
も の ハ 書 肆 が 利 を 射 中 と 欲 し て 乃 雅 斯 紙 上 の 戲 場 に ひと し き
小 説 自 好 所 を も て 善 惡 の 報 を 解 兒 童 の 覽 に 備 ふ る 者 は
浪 華 桃 源 の 寓 士 京 都 南 堀 榮 齋 講 人 道 照 南 里 亭 主 人 (其 樂)

構成 卷之一、自序半丁、卷頭繡像三丁、目錄一丁、後序半丁、
合せて五丁。本文十四丁半、内挿絵二丁。卷之二、十七丁、内
挿絵三丁。卷之三、二十二丁、内挿絵四丁。卷之四、二十五丁、内挿
絵五丁。卷之五上、十四丁、内挿絵二丁。卷之五下、十四丁、



(写真2)

内挿絵二丁。巻之六、十六丁、内挿絵三丁。

○内題 復かたきりちほまれのとふしや 醫 誉 通 箭 巻之卷一六 とあって、その下に次の作者名がある。

東武 南里亭其楽編
浪華 好花堂野亭校

○柱心 誉通矢卷之一 一

○匡郭 十三・三×十八幅

○行数 本文 十一行、序文 九行。

○刊記 (写真3)

文政二年己卯正月癸兌

書林 京都 吉野屋仁兵衛
丸屋善兵衛

江戸 前川六左衛門

大阪 河内屋嘉助

この刊記と架蔵本の刊記(写真4)とを比較すれば一目瞭然であるが、この刊記が匡郭も本文部分と同じ大きさで原刊記と思われるに對し、架蔵本の刊記は、匡郭も大きく(十三・五×十九・八幅)この部分だけ広告も含めて新たに改刻したものと思われる。

○著者 見返しや内題下の署名で、楠里亭其楽編、好華堂野亭校となる。其楽と野亭については、長友千代治氏の調査に詳細である。(注1)

○画者 見返しにより、東南北西雲と判明する。

三

「復醫誉通箭」の初板は、「以後大阪出版書籍目録」の記録

に、

○復醫誉通箭 六冊

作者 南里亭其楽(江戸)

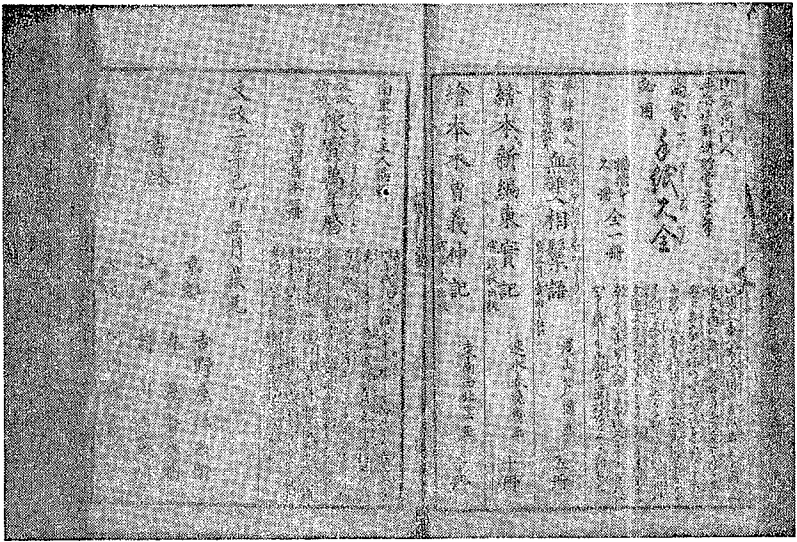
板元 河内屋嘉助(博労町)

出願 文化十四年五月

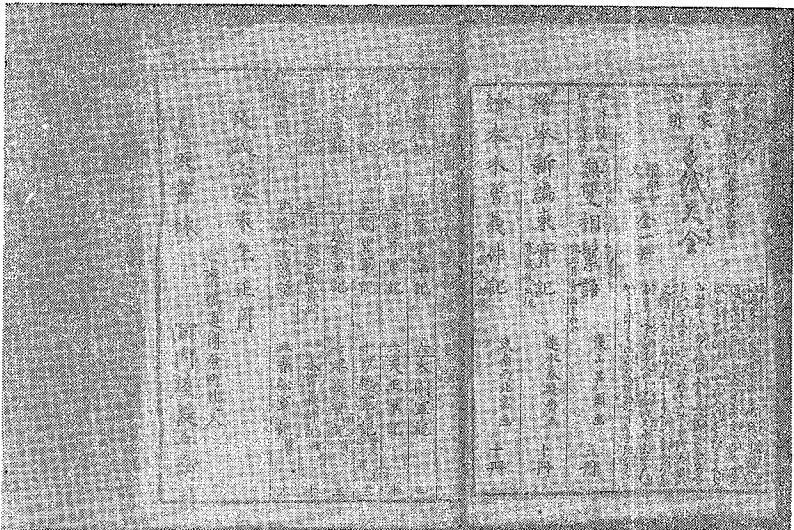
許可 文化十五年四月七日

とあるにより、一応文化十五年に六冊本として出版されたかと類推できるが、文化十四年刊の「無雙相髻髻話」の巻末広告に「全部七冊」と広告しているのが、巻之五上・下二冊の柱心の丁付けが一から廿八まで一連のものであり、柱心にある上・下の字が埋木で内題が後刻のものであることが明白でも、商策上当初から七冊本として売り出したかと思われ、とすれば、文化十五年四月以降に七冊本として売り出されたこととなる。ところが、浜田氏の所蔵本は文政二年正月の刊記を有し、見返しの有様や挿絵の刷りの状況(注2)などから見て初板本であることはほぼ間違いない本である。この間の事情はどうなのであろうか。

「大阪本屋仲間記録」の出勤帳三十一番に依れば、文化十四年五月十一日に「河内屋嘉介介誉通箭願出候、吟味料受取、願書相認候事」と受け付けられているが、最初は「誉通矢御願本書損有之」(五月十八日)と言うことで返却されており、十月廿日再び「当五月願上候誉通矢、御覧被下度段口上書ヲ以願出」となるのであるが、十二月四日の前日には「河嘉介願ノ、繪入読本誉通矢、彼是御目障り之所有之、夫々相改可申由ニ付、願本持帰リ候事」と言うので再度返却、早速五日には「誉通矢文中之名前差支有之候而相改持参」する。ところが十二月十六日「南組惣会所差紙、河内屋嘉介方へ到



(写真3)



(写真4)

来ニ付、即刻同人罷出候処、誉通矢、文面名前差障り有之ニ付、相
改差出し可申段被仰聞、願本持帰り候事、願人へ其段申聞相直させ
候事」と言うこととなり、早速に翌十七日、右願本相改メ持参致候
事」となるが、十九日には「西役所寄合所々、河内屋嘉介方へ差紙
到来、即刻同人罷出候処、誉通矢之内、名前相改候処又々有之候ニ
付、委細仰被聞、願本又々持帰り、願人へ其段申聞置候事」という
次第、ところが更に翌二十日には「右願写本相改、井岡宅へ持参致
候事、尚又春榮物語・誉通矢、右菅品願書紛失ニ付、今菅通宛相認
メ、早々持参致候様仰被聞候ニ付、即日相認メ持参候事」と言うこ
ととなる。更に翌文化十五年正月十日、南組惣会所々、同人宅江差
紙到来、即日罷出候処、河内屋嘉介願之誉通矢、文面名前之処相改
候段被仰候、早速相改、翼日持参候事」とある。しばらく事なくし
て四月七日に「河内屋嘉介願之、復讐誉通箭、東御奉行様御免ニ而
下ル」となり、五月十一日に「河嘉助々、誉通箭、出板ニ付白板料
併ニ上本請取、添章相認置候事、上ヶ本書付差上候事」と言うこと
で、一応無事出板にこぎ付けることが出来る。

そして五月十四日に「河内屋嘉介、誉通箭、與書年号改メ申付候
事」との記事が出る。この與書の年号を書き改めよと言う内容が
判然としないけれど、文化十五年新春とでもあった刊記を、四月二
十二日に改元した文政の年号に書き改めよとも言うのであろう
か。この前後、二三同じような年号書き改めることが散見する。更
に五月十七日には、

○一復讐誉通箭

懷宝万年歴

右上ヶ本、井岡御宅へ差出し候事、

とあって、一件落着のごとくである。出板に至るまでに、大変手間
隙をかけたようであるが、恐らく実録本の出板で、星野・和佐両氏
の三十三間堂の競矢の故事を種としたものであったから、尾張や紀
伊の殿様の名前も出て来るであろうし、そんなところが忌諱に触れ
たのもあったらう。それにしても、大変厄介な手順を踏んで出板
に漕ぎつけたものである。

ところで、初板本の出板は文政二年正月となっている。これだけ
の手間隙をかけたのだから、出板許可された文政元年五月以降の早
い時期に出板してよかったはずである。文化十四年十一月には「無
雙相鬚語」で出板予告しているし、巻末には「無雙相鬚語」を「寅
正月売出し仕候」と広告しているくらいだから、それまでに出版準
備は完了していたかと思われるからである。それが、文政二年初春
発売となったのは、六冊と出願していたものを、商策上からか七冊に
分冊したりなどあれこれ時間を取り、文政元年も大分経過してしま
ったので、当時の出板の常道とも言える新春発売ということにし、
結局文政二年の年頭に華々しく店先に出版したと言うことでもあ
らうか。

四

次に再刷の事情はどうであろうか。「以後^{以後}大阪出版書籍目録」に
板元として見える河内屋嘉助、文政六年刊本に見える河内屋長兵
衛、無刊記六冊本に見える河内屋喜兵衛を、「^{以後}長
書買集覽」で検
すると、

○河内屋嘉介 杉岡氏 享保一 大阪心齋橋筋博勞町

○河内屋長兵衛 杉岡氏 石倉堂 文政一 大阪心齋橋筋博勞町北
入

○河内屋喜兵衛 柳原氏積玉園 元文一 現代 大阪心齋橋筋北久太郎町北入

文政頃木兵衛と改めし事あり

と記録されている。「復讐普通篇」の初板本見返しに「石倉堂」の名が見えるから、嘉助も石倉堂を名乗っていたのであり、同じ杉岡氏を名乗っているところを見ても、嘉助と長兵衛とは深い関係があったと見なくてはならない。

○河内屋嘉助の名を「以後大阪出版書籍目録」に見るに、

○酒宴舞独げいこ 一冊

丁敷二十六丁 新板発行申出

作者 桃田三笑(南久太郎町二丁目)

板元 河内屋嘉助(博労町)

右板元よりの申出でを本屋行司にて開届け板行

申出年月 文化九年四月

とあるのが初出で、

○発蒙 二冊

作者 釋淨真(芸州広島)

蔵板主 真行寺(芸州広島)

売弘 河内屋嘉助(博労町)

出願 文政二年三月

許可 文政二年六月六日

とあるまで、十三部ばかりの本の出板元になっているようである。

「慶長書賈集覽」では享保年間から書肆として活動しているようであるが、それらは相板として名を出していたのであって、自分のところで板木を彫って出板するという書肆として本格的営業を始めた

のは文化九年以降ということではあるまいか。十三部の内容は多岐にわたるが、栗杖亭鬼卵の読本を数部出板しており、どちらかというと、実用的なものより娯楽的書物を出板しているようである。

河内屋嘉介の名は、文政二年以降見られないのが実態であるが

(注3)、河内屋長兵衛の名は、

○英雄図会 一冊

画工 近藤周次(江戸)

板元 河内屋長兵衛(博労町)

出願 文政七年二月

許可 文政七年七月九日

から見え始め、以後

○商売往来雅宝 中本一冊

板元 河内屋長兵衛(開板発行申出)

右板元よりの申出でを本屋行司明結にて開届け板行

申出年月 天保十三年三月

とあるまで、その名を断続的に見ることが出来る。同じく杉岡姓を名乗り、石倉堂を号し、しかも住所も同じ博労町である嘉助と長兵衛であるから、両者の関係が密接であることは自明であるが、「大阪本屋仲間記録」出勤帳を検しても、今少し分明ではない。出勤帳三十三番を見るに、文政二年十一月廿日の項に、

○河内屋嘉七 河内屋嘉助

右改名申出候二付、張紙認候事

の記事があつて、十一月卅日の惣より会の連衆の中に「河嘉介」の名を見るのみで、以後河内屋嘉助の名を見出せない。そして、十二月

廿日の定日寄会の記事の中に、

○昔語次の露

京板取次人河内屋長兵衛、相合ニ付出本武者

とあって、以後「英雄図会」出願までにもその名を散見する。これらの事実だけで即断するのは危険だが、一応河内屋嘉助は何らかの理由で改名し、河内屋長兵衛と名乗るようになったと考えられることもできそうである。

とすれば、「復讐警通筋」に関してのみ言えば、河内屋嘉助改め長兵衛が、文政六年正月、改めて自家蔵板の書目名を広告することを兼ねて刊記を新彫し、再刷したと言ふことになるうか。挿絵の刷りなどに手落ちが生ずるのも止むを得ず、刊記部分の匡郭に不揃いが生ずるのも黙視せざるを得なかったのであろう。

次に、河内屋喜兵衛と大文字屋與三兵衛相板の無刊記本の再刷事情はいかがであるうか。河内屋喜兵衛の名を「以後大阪出版書籍目録」に検するに、

○網泉帳 一冊

筆者 唐 文徵明

板元 本屋伊助（北久宝寺町四丁目）

板元 河内屋喜兵衛（塩町四丁目）

出願 延享五年七月

を出板して以来、明治初年に至るまで、極めて旺盛な出版活動を続けている書肆である。「以後大阪出版書籍目録」を検する限りでは、住所が塩町四丁目から南久太郎町六丁目（明和四年五月出願の「雄英繪本武者録」の届けによる。）に移り、更に北久太郎町五丁目

（天明五年七月出願の「手本童子常の心得」の届けによる。）に移

っており、それが全て同一人かどうかは判らないし、延享から明治ということになれば、その間全て同一人と言ふことはあり得なくて、家業の相続ということもあり得たであろうと思われる。それはそれとして、その間一貫して出版活動が続けられているようで、家業の盛衰があまり感じられないのであるが、それも実用的書物の出板（例えば通俗的和算の書とか啓蒙的医学の書とかが比較的多い。）が中心であったからであらう。

一方、河内屋嘉助改め河内屋長兵衛は、必ずしも書肆稼業が上手でなかったようで、前出「英雄図会」の出板にも随分手間隙をかけた様が「大阪本屋仲間記録」の記事にもうかがえるが、出板できたのならまだよしとして、「以後大阪出版書籍目録」に

○釐の艸よけ 一冊

作者 半田周蔵（南都）

蔵板主 右同人

売弘 河内屋長兵衛（博労町）

出願 天保六年三月

〔附記〕同年九月に至り出願を取消す

とあるを見るに、「大阪本屋仲間記録」出勤帳四十七番に依れば、天保六年七月廿日に「河長呼懸、釐の草分、作者俗人ニ付作者相改候様申付候事」との指摘を受け、閏七月五日には「河長呼寄、釐の草分蔵板主方ニ看板出し在之義、取置候様申聞候事」と叱責され、結局九月廿日には「河長方、釐の草分、願下ケ申出候事」とならざるを得なくしている。

天保六年の翌年には、また

○製油録 二冊

作者 大蔵永常（三州田原）

蔵板主 右同人

売弘 河内屋長兵衛（博勞町）

出願 天保七年十一月

〔附記〕本書板行の義出願したるも売弘御免これなく天保十年正月却下せらる。

とも見える。この件を「大阪本屋仲間記録」に徴するに、天保七年十一月五日に「製油録」「農具便利論」「廿四孝童子鑑」の三本を願い出で、「製油録」を除いた二本については天保九年八月十四日許可されている、それからあれこれあって天保十年二月五日に、河長呼掛、製油録相渡候事」で一件落着、二本の許可に何故こんな時間がかかったのか、「製油録」が何故不許可なのか理由は判らないが、いずれにせよ書肆として失敗だったとしか言えないであろう。

「大阪本屋仲間記録」によれば、右の件と並行して角力評判記に關する紛糾が続いていることがうかがえるが、それとは別に「^{以天保}大阪出版書籍目録」では、

○大相撲絵本 一冊

開發發行申出

作者 一蝶（大阪）

板元 河内屋長兵衛（生玉社地）

右天保九年六月五日板元よりの申出により本屋行司慎組にて聞届けたるが後都合により此の申出を取消したり

との記録がある。ここで住所が変わっているが、「大阪本屋仲間記録」出勤帳五十番によると、天保九年五月十五日「河長宅替之義願出、聞届ケ遣し、夫々張紙印形取出銀受取候事」とあるので、そ

の時生玉社地に移転したのであらう。さて「大相撲絵本」の件であるが、同じく出勤帳五十番によると、天保九年六月五日「河長大相撲絵本聞届ケ願出、吟味料受取印形取候事」と受け付けられているが、同じく十四日の記録に、

○一撰新々、秋太売上ヲ以相撲大全相合分付替願出候ニ付聞届ケ遣し、部銀受取、夫々印形取置候事

一相撲大全、先年海勤方河長へ切替之砌、印形印落ニ相成り在之候ニ付相調、此度兩人方印形取候事、但し彦番切替帳之小口ニ印形取在之候事、尤篤組之掛也

一小六呼寄、相撲大全株秋太・撰新へ付替ニ相成候ニ付、相合之義故早々引合為濟候様申聞候事

とあって、すぐ次の廿日の記録に、

○一河長々、相撲大全株式一件之義口上書ヲ以願出候得共、不当之義ニ付口上書差戻し候事

とあり、更に同日の記録に、

○一秋太・撰新々、小六取合相撲大全差構一件、口上書ヲ以願出候ニ付、小六呼懸早々対談相為濟候様申聞、願書口上書控へ写し置候事

とある。相撲大全の板株についての争いであるが、結局河内屋長兵衛の訴えは聞き入れられていない。これ以後、「大相撲絵本」の記録が出て来ないようであるが、相撲大全をめぐる紛糾で雲霧消したのもあろうか。

更に「大阪本屋仲間記録」出勤帳五十二番に、天保十二年七月八日の記事として、

○一重扇五十三次と申繪入五冊物見受、奥書ニ河長名前入在之ニ付、

同人呼懸相尋候処、江戸出板取次之由、神事前ニ付不付心売出し候段申之候ニ付、不作法之義申聞、早々売出し本取戻し、江戸添章参着次第添章引替申候様、別一札印形取置候事

ともある。河内屋長兵衛の書肆としての基本的常識を疑われても止むを得ない失着なのであるが、こうした手続きについては当然承知の上でのこと、利を求めあまりの早とちりとも考えられるのである。裏側には、経済的逼迫という事態も推測できないのではないのである。

このように、河長の周辺に起きている諸条件を考えると、河長の書肆としての業務が順調に営まれていたとは考えにくい。当然、板木の譲渡という事態も考えられよう。その時期が何時か未だ特定できないが、旺盛な出版活動をしている河喜が河長の板木を買収する、その中に「復讐蒼通箭」の板木もあって、恐らく天保末年から幕末にかけて再々刷する、それが大文字屋与三兵衛（「以慶長書買集覧」によると、天保から明治にかけて活躍した京都の書肆である。）との相板の本となっているのではあるまいか。

五

片片たる上方製の読本の出版事情について、類推を重ねながら饒舌を続けた。必ずしも明解な出版事情が描けたわけではないが、「復讐蒼通箭」の所見三本の位置付けは出来たかと思う。前稿における誤認を止す機縁を与えて下さった浜田啓介氏に、深甚の謝意を表する次第である。

注1 楠里亭其楽については、「楠里亭其楽年譜」（「近世大阪芸

文叢談」所収）が詳細であり、好華堂野亭については、「好華堂野亭の著作活動」（国語国文五〇三号）が詳細である。

注2 一例を挙げると、巻二の三枚目の挿絵を初板本と比較すると判るように（写真5・6）、初板本では闇夜の中で曲者を捕える図であるから、地を薄墨で刷ってあるのに対し、再刷本では薄墨の刷りが全く見られず、挿絵の意図が生かされていない。全くの手抜きである。

注3 「以後大阪出版書籍目録」に依ると、

○金銭相場早割便覧拾遺 一冊

輯者 河内屋嘉助（権右衛門町）
新板発行申出

板元 河内屋吉兵衛

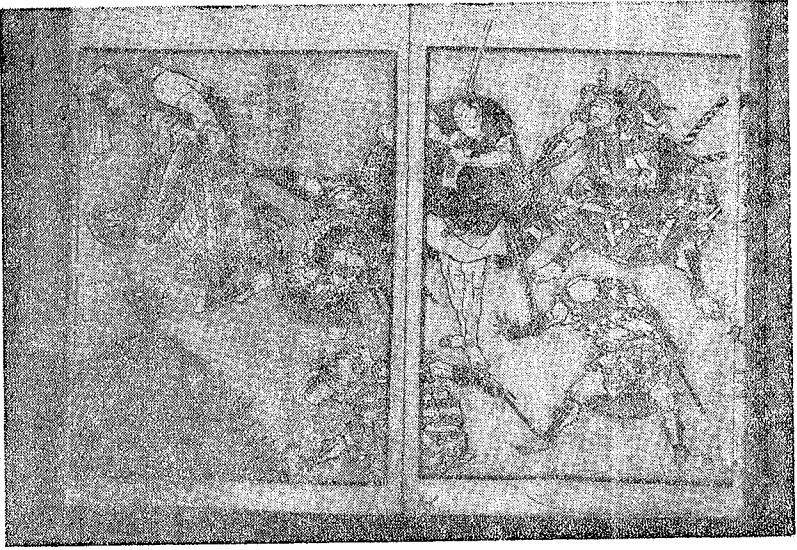
右板元よりの申出で本屋行司にて聞届け板行

申出年月 安政三年十月五日

とあり、輯者として河喜の名が出て来るが、住所も違ふし、輯者でもあり、別人ではなからうか。

（追記）

前稿で、雲中子・雷震の説話は中国種ならんも典拠不明としたけれど、この説話は、本邦で和訳刊行された『通俗武王軍談』（内題は、『通俗列国志』とあって、殷、周などの史伝である。）二十四清地以立編訳宝曆二年刊の巻一に明記されているものであり、読本でも『絵本三国妖婦伝』十五高井蘭山作階齊北馬画享和三年文化二年刊 や『絵本玉藻譚』五岡田玉山画作文化二年刊 に援用されているもの（『通俗武王軍談』に、既に金毛九尾の狐が姐己に変化する説話が説かれている。）で、読本作者にとっては極く身近な話であったごとくである。（本学国文学教授）



(写真5)



(写真6)